

### 3 (46) 排出量取引 ⑦再エネクレジット (グリーンエネルギー証書)

- グリーンエネルギー証書の最終所有者である削減義務者は、当該グリーンエネルギー証書の再エネクレジットへの変換 (発行申請) が可能
- グリーンエネルギー証書を再エネクレジット化するためには、本制度へ利用するという目的が明確になっている必要がある。

#### 1 グリーンエネルギー証書の再エネクレジット化を申請できる者

- 特定地球温暖化対象事業所の削減義務者
- グリーンエネルギー証書の最終所有者\*

※原則として、グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者を指す。

#### 2 利用できるグリーンエネルギー証書の使用目的

- 使用目的が「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」のように、本制度へ利用することが明確になっているもの\*

※2008年度及び2009年度に発行したグリーンエネルギー証書については、使用目的がこれに合致しない場合でも、対象事業所 (施設・建物等) への利用としてCSRレポート等に報告を行ったものであれば利用可能

#### 3 利用できるグリーンエネルギー証書の発電・発行期間

- 発電期間の末日が直前の計画期間から当該計画期間までの間である電力に由来するグリーンエネルギー証書  
ただし、**第二計画期間末 (2020年3月末) までに発行された**グリーンエネルギー証書については、直前の計画期間から当該計画期間までの間が**発行日**となっているグリーン電力証書 (2008年度以降に発電されたもの)

#### <グリーン電力証書の発電・発行時期と義務履行に利用できる削減計画期間の関係 (例) >

※2020年4月~2021年9月末

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	義務履行に利用できる期間
パターン	削減義務開始前		第1計画期間				第2計画期間				整理期間※	第3計画期間						
①		発電	発行	クレジット化														第1、第2計画期間
②	第1計画期間の発電に由来 ⇒第1、第2計画期間の義務充当に利用可能						発電	発行	第2計画期間の発行に由来 ⇒第2、第3計画期間の義務充当に利用可能									第1、第2、第3計画期間
③												発電	発行	クレジット化				第2、第3計画期間
④							発電期間の末日が第3計画期間 ⇒第3、第4計画期間の義務充当に利用可能					発電	発行	クレジット化				第3、第4計画期間